

令和7年度 三次市人事行政の運営等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 47,904	千円 40,060,196	千円 800,650	千円 5,600,946	% 14.0	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 460	千円 1,783,747	千円 285,379	千円 714,085	千円 2,783,211	千円 6,050	千円 6,123

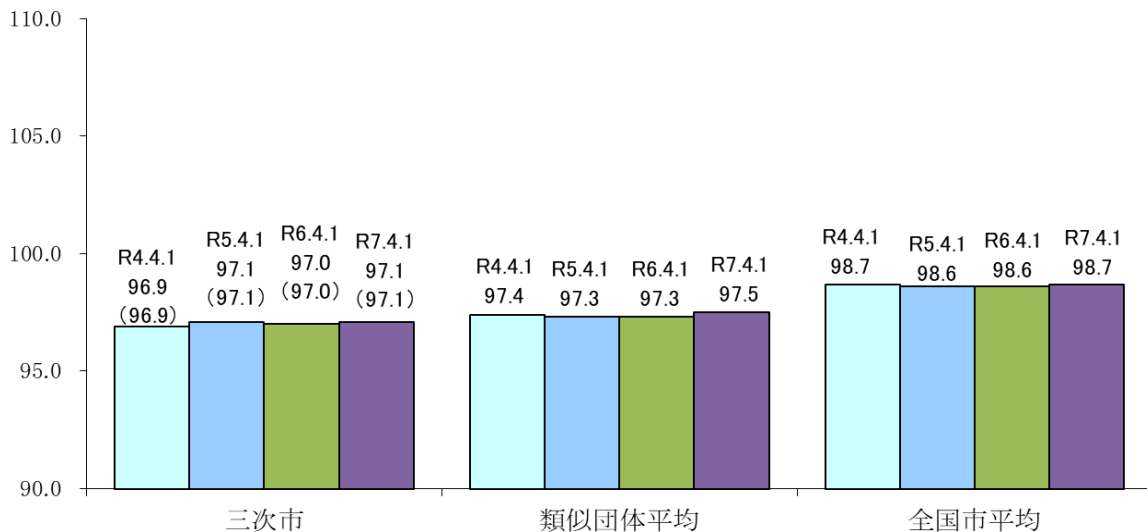
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

※類似団体平均については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重なるの解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

（支給割合）国基準4%に対し、三次市においては2%を支給。
（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日は4%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	4%	4%	4%
三次市の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三次市	44.3 歳	330,970 円	391,684 円	361,228 円
広島県	43.0 歳	337,278 円	419,544 円	378,982 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三次市	56.2 歳	9 人	357,322 円	398,649 円	371,382 円	—	—	—	—
うち学校給食員	53.0 歳	3 人	380,200 円	425,423 円	387,804 円	調理士	44.5 歳	260,100 円	1.64
広島県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	10 人	312,166 円	339,859 円	325,721 円	—	—	—	—

区分	参考 年取ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	三次市	- 円	- 円
うち学校給食員	6,479,296 円	3,447,200 円	1.87

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、職務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※「年取ベースの比較」の「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	三次市	広島県	国	
一般行政職	大学卒	220,000 円	228,738 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	197,583 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	194,500 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	287,931 円	309,430 円	360,125 円
	高校卒	265,300 円	- 円	- 円
区分	経験年数25年以上30年未満			
一般行政職	大学卒	386,294 円		
	高校卒	350,450 円		

3 等級ごとの職員数等

(1) 等級ごとの職員数の公表（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、保育士、保健師の職務	53	10.2%	主事	40	251	48.5%	係員級
				保育士	12			
				保健師	1			
				計	53			
2級	主任主事、主任技師、主任保育士、主任保健師の職務	53	10.2%	主任主事	35			
				主任保育士	15			
				主任保健師	3			
				計	53			
3級	主任の職務	145	28.0%	主任	126			
				専門員(再任用)	19			
				計	145			
4級	主査の職務	117	22.6%	主査	117			
				計	117			
5級	係長、保育所長の職務	92	17.8%	主任主査	5	92	17.8%	係長級
				係長	72			
				保育所長	15			
				計	92			
6級	課長、支所次長、会計管理者の職務	43	8.3%	課長	33	43	8.3%	課長級
				支所長	7			
				会計管理者	1			
				事務局次長(農業委員会)	1			
				事務局次長(議会)	1			
				計	43			
7級	部長、事務部長、局長、支所長の職務	15	2.9%	部長	9	15	2.9%	部長級
				事務部長(病院)	1			
				監	1			
				次長	2			
				議会事務局長	1			
				事務局長(監査事務局)	1			
				計	15			
合計		518	100.0%					

医療職給料表(一)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階				
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階		
1級	医員の職務	39	44.8%	医員	39	84	96.6%	係員級		
				計	39					
2級	部長、医長、副医長の職務	45	51.7%	医長	35					
				副医長	8					
				診療部長	1					
				診療技術部長	1					
				計	45					
3級	病院長、副院長の職務	3	3.4%	病院長	1			3	3.4%	部長級
				副院長	2					
				計	3					
合計		87	100.0%							

医療職職給料表(二)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	9	13.0%	技師	9	41	59.4%	係員級
				計	9			
2級	主任技師の職務	4	5.8%	主任技師	4			
				計	4			
3級	主任の職務	28	40.6%	主任	28			
				専門員(再任用)	0			
				計	28			
4級	主査の職務	20	29.0%	主査	20	20	29.0%	主査級
				計	20			
5級	係長の職務	7	10.1%	主任主査	1	7	10.1%	係長級
				係長	6			
				計	7			
6級	科長の職務	1	1.4%	科長	1	1	1.4%	課長級
				計	1			
7級	部長の職務	0	0.0%	該当なし	0	0	0.0%	部長級
				計	0			
合計		69	100.0%					

医療職職給料表(三)

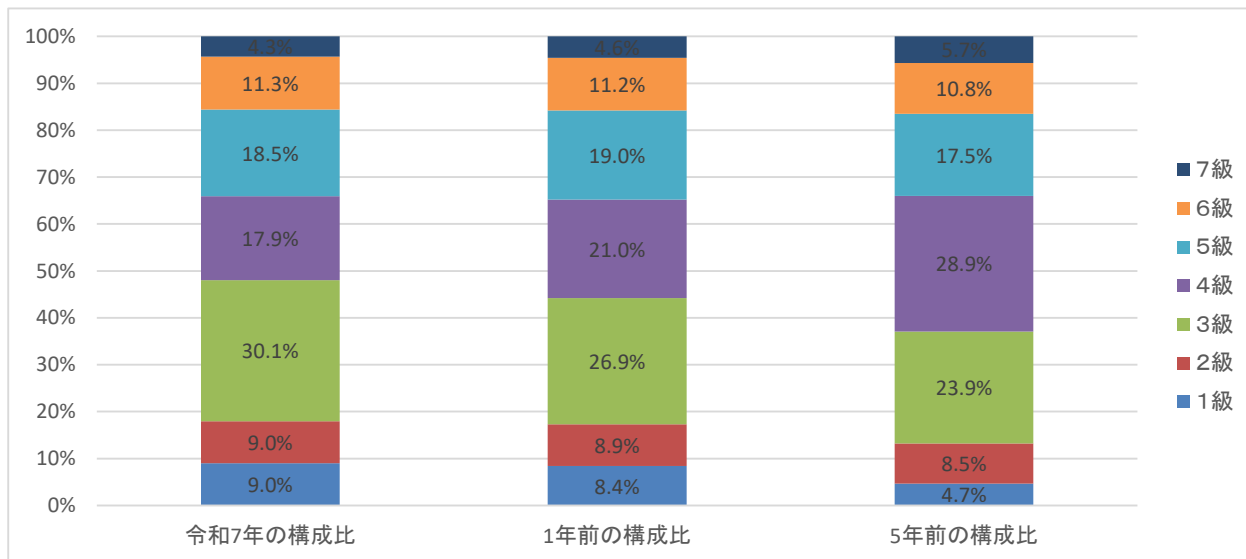
職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	54	20.9%	技師	54	183	70.9%	係員級
				計	54			
2級	主任技師の職務	31	12.0%	主任技師	31			
				計	31			
3級	主任の職務	98	38.0%	主任	98			
				専門員(再任用)	0			
				計	98			
4級	主査の職務	42	16.3%	主査	42	42	16.3%	主査級
				計	42			
5級	看護師長、副看護師長の職務	30	11.6%	主任主査	0	30	11.6%	係長級
				看護師長	13			
				副看護師長	17			
				計	30			
6級	副部長の職務	2	0.8%	看護副部長	2	2	0.8%	課長級
				計	2			
7級	部長の職務	1	0.4%	看護部長	1	1	0.4%	部長級
				計	1			
合計		258	100.0%					

- (注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%に一致しない場合がある。

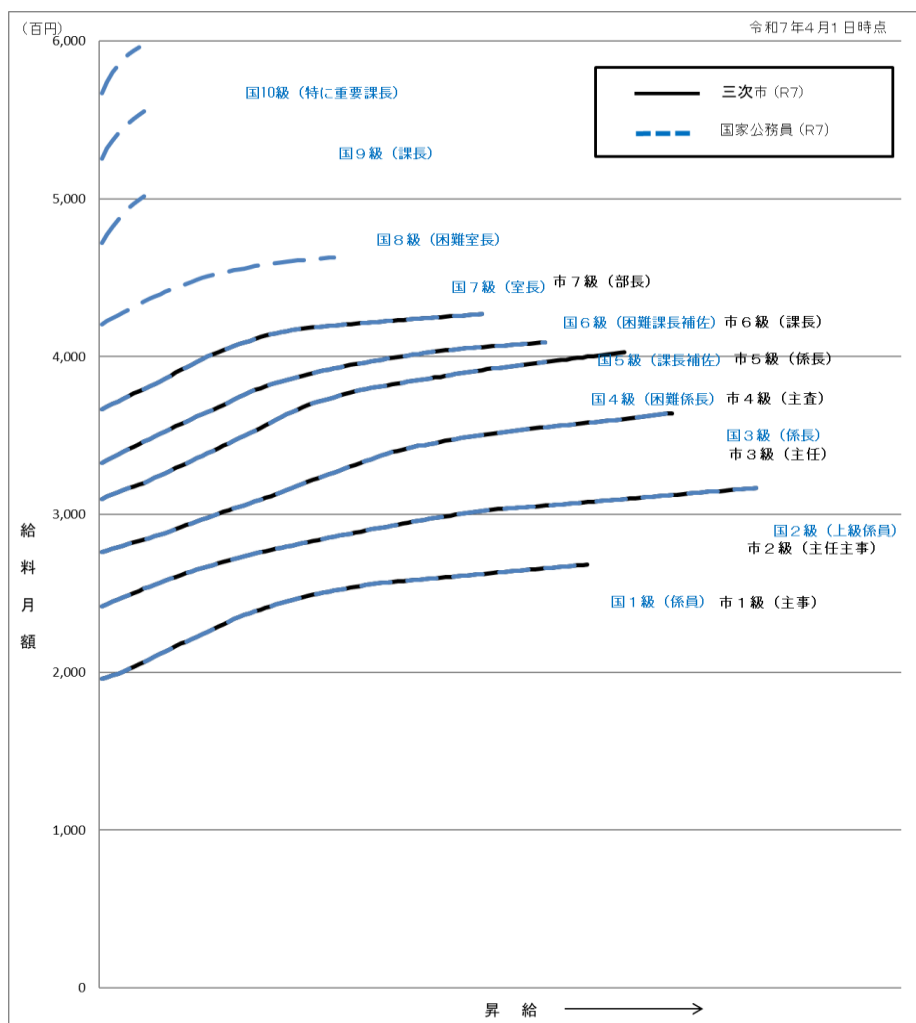
(2) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	31人	9.0%	183,500円	258,100円
2 級	主任主事	31人	9.0%	230,000円	308,500円
3 級	主任	104人	30.1%	265,300円	354,700円
4 級	主査	62人	17.9%	298,800円	392,500円
5 級	係長	64人	18.5%	321,300円	398,200円
6 級	課長	39人	11.3%	355,200円	415,700円
7 級	部長	15人	4.3%	408,300円	450,900円

(注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(3) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(4) 昇給への人事評価の活用状況（三次市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				

昇給日(4月1日)前の一年間に、病気休暇や休職などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その休暇等の日数や処分内容に応じて昇給号数を減じたり、あるいは昇給しないこととしています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 次 市		広 島 県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)		—	
1,599 千円		1,767 千円			
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.5 月分	2.10 月分	2.5 月分	2.1 月分	2.5 月分	2.1 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.40) 月分	(1.000) 月分	(1.40) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算5~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

三 次 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)			・定年前早期退職特別措置(2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 無)			・職制上の段階、職務の級等による調整額の加算措置		
1人当たり平均支給額	1,728 千円	21,145 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1,315 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		328,830 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
三次市	2.0 %	342 人	4.0 %
広島市	9.0 %	4 人	10.0 %
東京都のうち特別区	20.0 %	0 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		152,106 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		384,106 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		40.7 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事手当	防疫作業を行った職員	防疫作業に従事したとき	日額500円 特定新型インフルエンザ等対応 日額1,500円または4,000円
行旅死亡人等取扱手当	行路病人の救護の作業に従事した職員	行路病人の救護の作業に従事したとき	1件当たり800円
	行路死亡人の収容の作業に従事した職員	行路死亡人の収容の作業に従事したとき	1件当たり1,500円
放射線・検査取扱手当	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	日額230円
夜間看護手当	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務に従事した職員	深夜の時間帯において看護等の作業に従事したとき	2時間未満 2,150円 2時間以上4時間未満 3,400円 4時間以上 3,900円 深夜全部 7,300円 深夜全部 10,000円
分べん業務従事手当	分べん業務に従事した医師等	正規の勤務時間内に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり10,000円
		正規の勤務時間外に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり25,000円
救急医療業務従事手当	救急医療業務に従事した医師等	休日又は夜間(午後10時から翌日の午前5時までの間)において、緊急を要する救急医療業務に従事したとき	1件当たり7,000円
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	異常な自然現象により重大な災害が発生した地域(本市を除く。)に派遣され、応急作業等に従事した職員	国又は他の地方公共団体からの要請に応じて、災害が発生した地域(本市を除く。)に派遣され、応急作業等に従事したとき	1,080円/日 (22時から翌日5時までの間に従事した場合は上記金額の100分の150)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	527,295 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	628 千円
支給実績（令和6年度決算）	615,632 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	558 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	（令和6年度決算）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 3,000 円 子(0歳～22歳) 11,500 円 ※特定期間にある子の加算額 5,000 円 祖父母・父母・孫等 6,500 円	同じ	-	94,347 千円	252,941 円
住居手当	借家（上限） 28,000 円	同じ	-	70,111 千円	268,623 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員 交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 150,000 円 交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 31,600 円 交通機関と交通用具を併用する場合 (1ヶ月あたり支給限度額) 150,000 円	同じ	-	61,919 千円	88,836 円
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 30,000 円～100,000円(距離加算)	同じ	-	8,716 千円	322,815 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 行政職部長級 53,000 円 行政職次長級 41,000 円 医療職部長級 81,000 円 医療職次長級 56,000 円 行政・医療職課長級 31,000 円 (平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)	異なる	-	41,740 千円	521,750 円
管理職特別勤務手当	週休日等に臨時・緊急の必要により勤務した管理職員 4,000円～12,000円	同じ	-	3,613 千円	73,740 円
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	

病院職員の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(令和6年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 給料の時間単価×0.25×時間数	同じ	-	26,791 千円	154,860 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般行政職 4,700 円 医療技能職 7,700 円 医師 22,500 円 自宅待機 医師 11,250 円 医療技能職 3,850 円	準拠	自宅待機を命ぜられた職員 無	57,642 千円	320,232 円
特地勤務手当	医師、歯科医師が赴任する場合の生活不便に対し、医師、歯科医師等確保のため 医師、歯科医師 (給料月額+扶養手当月額)×15% 薬剤師 (給料月額+扶養手当月額)×10%	準拠	地域によって支給の有無がある	89,050 千円	674,618 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等		
	三次市	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	市 長	900,000 円	985,000 円 / 391,500 円
	副 市 長	730,000 円	790,000 円 / 420,000 円
報酬	議 長	454,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	407,000 円	475,000 円 / 200,000 円
	議 員	371,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期末手当	市 長	(令和7年度支給割合)	
	副 市 長	4.65 月分	
	議 長	(令和7年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	4.65 月分	
退職手当	市 長	(算定方式) 900,000円×支給率(5.0)×年数	(1期の手当額) 18,000,000 円 (支給時期) 退職時
	副 市 長	730,000円×支給率(3.0)×年数	8,760,000 円 退職時

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

(注)2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 職員の採用状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

試験職種		令和6年度採用者数	令和5年度採用者数
市長事務部局等	事務職	22人	14人
	身体障害者対象事務職	1人	2人
	技師	0人	1人
	保育士	3人	5人
	保健師	0人	2人
	学芸員	0人	1人
	教育委員会指導主事	2人	0人
	小計	28人	25人
中央病院	医師	17人	30人
	医療技術職	4人	4人
	看護師・助産師	21人	12人
	小計	42人	46人
合計		70人	71人

○再任用

区分等		令和6年度人数
市長事務部局等	フルタイム勤務	20人
	短時間勤務	1人
中央病院（医療職）	フルタイム勤務	2人
	短時間勤務	2人

(2) 職員の退職の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

区分	市長事務部局等		中央病院(医療職)	
	令和6年度退職者数	前年度退職者数	令和6年度退職者数	前年度退職者数
定年退職	8人	-	3人	-
普通退職	20人	27人	55人	43人
分限免職	-	-	-	-
懲戒免職	-	-	-	1人
失職	-	-	-	-
死亡退職	-	1人	-	-
合計	28人	28人	58人	44人

(注) 1 定年退職: 地方公務員法第28条の2第1項の規定により離職すること。

2 普通退職: 自己都合により退職すること。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

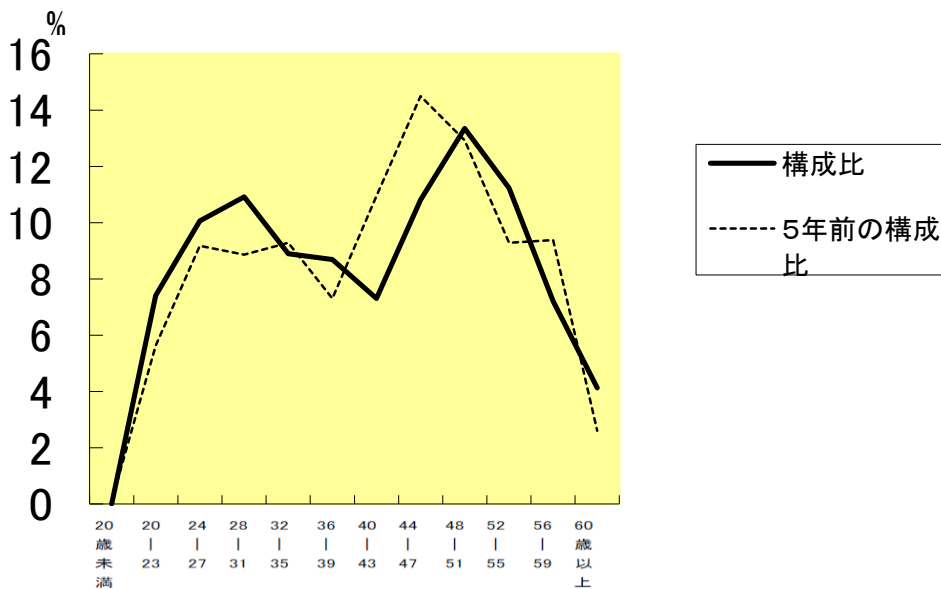
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議 会	6	6		
	一 般	128	126	△ 2	・執行体制の見直し ・部門の調整 ・部門の調整 ・部門の調整 ・執行体制の見直し
	総 務	33	33		
	税 務	156	157	1	
	民 生	17	17		
	衛 生	2	2		
	政 務	31	30	△ 1	
	農林水産	6	5	△ 1	
	商 工	41	41		
	土 木				
計	420	417	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 87.04人 (類似団体の人口1万当たりの職員数85.28人)	
教育関係	43	43			
小 計	463	460	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 96.02人 (類似団体の人口1万当たりの職員数109.56人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	441	436	△ 5	・執行体制の見直し
	水 道	0	0		
	下水道	14	14		
	その他	26	26		
	小 計	481	476	△ 5	
合 計	944 [1,287]	936 [1,287]	△ 8	<参考> 人口1万当たり職員数 195.39人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	67人	101人	102人	91人	79人	64人	75人	137人	105人	72人	42人	936人

(5) 職員数の推移

区分 部門	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	428人	425人	426人	431人	420人	417人	▲11人 (▲2.6%)
教育	44人	39人	39人	42人	43人	43人	▲1人 (▲2.3%)
普通会計	472人	464人	465人	473人	463人	460人	▲12人 (▲2.5%)
公営企業会計等	487人	483人	495人	477人	481人	476人	▲11人 (▲2.3%)
総合計	959人	947人	960人	950人	944人	936人	▲23人 (▲2.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 2,054,800	千円 418	千円 87,668	% 4.3	% 4.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和 6年度	人 14	53,389	15,605	15,625	84,619	6,044	6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

平成16年4月1日新設合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三次市下水道事業	37.5 歳	355,671 円	466,052 円
三次市（一般行政職）	44.3 歳	348,517 円	519,751 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 次 市		三 次 市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,651 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,598 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.10 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.10 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

三 次 市			三 次 市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)			・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額		0 千円	1人当たり平均支給額		0 千円
		0 千円			15,675 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,584 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	122 千円
支給実績（令和6年度決算）	2,156 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	165 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(令和6年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 3,000 円 子(0歳～22歳) 11,500 円 ※特定期間にある子の加算額 5,000 円 祖父母・父母・孫等 6,500 円			2,516 千円	314,563 円
住居手当	借家(上限) 28,000 円	同じ	-	1,956 千円	279,557 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員 交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 150,000 円 交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 31,600 円 交通機関と交通用具を併用する場合 (1ヶ月あたり支給限度額) 150,000 円	同じ	-	714 千円	71,400 円
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 30,000 円～100,000円(距離加算)	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 行政職部長級 53,000 円 行政職次長級 41,000 円 医療職部長級 81,000 円 医療職次長級 56,000 円 行政・医療職課長級 31,000 円 (平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)	異なる	-	372 千円	372,000 円
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	- 円

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（令和7年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務時間の開始時刻	午前8時30分
勤務時間の終了時刻	午後5時15分
休憩時間	午後0時から午後1時まで
週休日	日曜日及び土曜日

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和7年）

付与日数	平均使用日数（行政職）
20日（最大で繰越20日を含めて40日）	12.05

(3) 休暇の導入状況

項目	付与日数等	
年次有給休暇	1年につき20日（20日を限度に翌年度に繰越可）	
特 別 休 暇	選挙権その他の公民権としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人として出頭する場合	必要と認められる期間（往復に要する時間を含む）
	骨髄液・末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞を提供する場合	必要と認められる期間（往復に要する時間を含む）
	ボランティア活動を行う場合	5日/年以内（往復に要する時間を含む）
	結婚する場合	連続する5日以内の期間（週休日を含む）
	不妊治療に係る通院等	5日/年以内（体外受精等の場合は10日/年以内）
	女子職員が分べんする場合	産前 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産までの期間 産後 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	妊娠中又は出産の日以後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる時間
	妊娠中の職員で通勤緩和措置が必要であると認められる場合	1時間/日以内で必要と認められる場合
	生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の場合	2日/回で必要と認められる期間
	生後1年に達しない子を保育（授乳等）する場合	1日2回それぞれ30分以内の時間（連続取得可）
	配偶者が出産する場合	出産のために入院する日から産後2週間を経過する期間内における2日以内
	中学校就学前の子の看護	5日/年以内（2人以上の場合は10日/年以内）
	親族が死亡した場合（忌引）	1日から7日以内（続柄により付与日数は異なる）
	父母を追悼する場合（父母の死亡後15年以内に行う場合に限る）	1日
	夏季休暇	7月から9月までの間で3日以内
災害により現住居が滅失・損壊した場合	連続する7日（週休日を含む）の範囲内の期間	
災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	
災害により通勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間	
心身の健康の維持及び増進等の場合（リフレッシュ休暇）	2日/年度	

1歳6箇月未満の子どもを有する職員で配偶者とともに子育てに専念する場合 (お父さんお母さん休暇)	1人の子どもにつき最長2箇月
負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護及び必要な世話をを行う場合 (短期介護休暇)	5日/年以内 (2人以上の場合は10日/年以内)
男性職員の育児参加休暇	5日/妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠14週間)前の日から子が1歳に達するまでの期間
病気休暇	90日(精神疾患の場合は180日)を超えない範囲でその療養に必要と認められる期間
介護休暇(無給休暇)	職員が親族を2週間以上の期間にわたり介護を行う場合に、合計6箇月の期間内で必要と認められる期間
介護時間(無給休暇)	職員が親族を2週間以上の期間にわたり介護を行う場合に、連続する3年の期間内で必要と認められる期間(1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲とする)

(4) 育児休業等の利用状況(令和6年度)

種別	制度の内容	取得人数(人)
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度	34
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる制度	21
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、一定の勤務形態により、希望する日及び時間帯において短時間勤務をすることができる制度	3

9 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

令和6年度に行った分限処分は、次のとおりです。

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	13人	0人	13人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して科する制裁としての処分で、公務における規律と秩序の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

令和6年度に行った懲戒処分は、次のとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

10 職員研修の状況（行政職）

(1) 人材育成・能力開発研修

項目	対象者	目的・内容	参加者数
新入職員オリエンテーション等	新規採用者	市職員としての心構えや各種制度について学ぶ	24
新任課長級・新任係長級職員研修	新任課長級 新任係長級	課長級・係長級に期待する役割について	11
新任係長財政研修（予算執行事務）	新任係長級	・予算執行に係る知識や留意点を確認する。 また、出納整理期間に確認すべき事項について再度確認し、決算整理におけるミスを予防する	7
チューター制度説明会	新規採用者 チューター職員	チューター制度について	36
チューター職員研修	チューター職員	・必要な知識・スキルの習得を図る ・チューター職員の不安を解消する ・新規採用職員のスムーズな職場生活や業務進行に繋げる	16
相手に「伝わる」資料デザイン研修会	希望者	・業務で作成するパワーポイントやチラシなどについて、より相手に「伝わる」デザインなどのノウハウを実践で学び、情報発信やシティプロモーションの強化につなげる	60
市政課題セミナー	希望者	・行政を取り巻く環境変化や市政課題に関する情報を広く職員に周知し、視野の拡大及び意識改革を図る	2
課長級職員人材マネジメント研修 係長級職員業務マネジメント研修	課長級 係長級	・課長級における人材マネジメント力の向上 ・係長級における業務マネジメント力の向上 ・組織活性化・組織変革	11
メディア対応研修（eラーニング）	新任部次長	・適切な情報提供 ・取材対応のための知識・心構え ・マスコミ対応能力向上	4
令和6年度新規採用職員財務会計事務研修会	新規採用者	・会計事務に対する基本的な理解を深めること、また会計事務担当でなくとも予算の流れを知り担当事業の予算執行の確認ができるようになること	16
コンプライアンス研修（eラーニング）	課長級	・事例を交えながらコンプライアンスに関する知識を習得し、組織全体としてコンプライアンス意識の向上を図るもの。	19
起債研修	関係部署職員	・適正かつ円滑な事務の執行を図ることを目的として、起債に係る知識及び事務執行上の留意点について確認	18
ハラスメント研修	関係部署職員	ハラスメントに対する知識を深め、具体的な事例やその対策について研修することで、良好な勤務環境の確保につなげるとともに、問題が生じた場合の迅速かつ適切な措置を講じる	8

いのち支える自殺対策推進庁内連絡会議・ 庁内ネットワーク会議	関係部署部長級・ 課長級	・第2次三次市健康づくり推進計画(自殺対策計画)に基づき、庁内関係部署において自殺対策の庁内横断的な体制を整備していく	34
三次市の現状と第2次健康づくり推進計画(自殺対策計画)の取り組みについて	関係部署職員	・それぞれの業務で出会った市民のこころのサインに気づき、適切な対応ができ、必要時には相談機関へつなげるスキルを職員1人ひとりが身につける	38
新規採用職員特別研修	新規採用者	・期待される職員像を確認する ・期待される職員像に向けて前向きに取り組む状態となる ・グループワークを通して対話力等を実践するとともに、同期入庁者の横連携を強める	21
AED(自動体外式除細動器)取扱研修会	希望者	・職員の救命意識の高揚及び救命蘇生法の技術向上	5
性の多様性研修	希望者	・性的マイノリティに対する正しい知識・理解を深める ・状況に応じた適切な対応や今後の取組推進のため	142
ハラスメント研修	希望者(中央病院)	・ハラスメントに関する理解を深める	31

11 職員の退職管理の状況

(1) 職員の退職管理の状況

(単位：人)

区 分	民間企業 (株式会社・有限会社)	左記以外の法人
令和6年度退職者	0人	0人

(注) 三次市職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、離職後2年間に営利企業等に再就職したとして届け出た職員数です。

12 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

R7.3.31現在 継続件数 A	R6.4.1～R7.3.31の 措置要求の件数 B	R6.4.1～R7.3.31の 終結件数 C	R7.3.31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0

13 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位：件)

R7.3.31現在 継続件数 A	R6.4.1～R7.3.31の 措置要求の件数 B	R6.4.1～R7.3.31の 終結件数 C	R7.3.31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0